

IFRS Developments

IASBが持分法の改訂案を公表

重要ポイント

- ▶ IASBは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の改訂案を公表した。
- ▶ 改訂案の目的は、持分法の適用方法に関する疑問への回答を作成することである。
- ▶ コメント募集期限は2025年1月20日である。

はじめに

国際会計基準審議会（以下、IASB又は審議会）は2024年9月19日、公開草案「持分法—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（本改訂案）」を公表した。本プロジェクトは、持分法に関する適用上の疑問に答えることで実務の不統一を減らすとともに、IAS第28号の理解可能性を高めることを目指している。

本改訂案は、IAS第28号の要求事項の明確化及び改訂を図るとともに、持分法投資について企業が提供する情報を改善するための新しい開示要求事項を定めている。さらに、IAS第28号の理解可能性を高めるため、要求事項の順番を並べ替えることも提案されている。本改訂案は、連結財務諸表において、関連会社及び共同支配企業に対する投資に、持分法を適用しているすべての企業に影響を及ぼす。また、本改訂案は、個別財務諸表において、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する投資に持分法を用いている企業にも適用される。

IASBは利害関係者からのコメントを募集しており、コメント募集期限は2025年1月20日である。

背景

IASBは、2011年のアジェンダ協議の後に、利害関係者からの持分法の抜本的な見直しが必要とのフィードバックを受け、持分法のリサーチプロジェクトを作業計画に追加した。しかしその後、持分法に関する適用上の疑問に回答する方が、作成者に適用上の問題の解決策を早期に提示できるとともに、実務の不統一を解消できると考え、IASBは回答の作成に専念することにした。したがって、本プロジェクトは、IAS第28号の基本原則を特定して適用することにより、適用上の疑問に対処することを目指している。

本プロジェクトは、IAS第28号の抜本的な見直しではないため、持分法は一行連結なのか測定技法なのか、持分法の適用範囲、重要な影響力の定義、企業が重要な影響力を有しているかどうかの評価方法といったトピックは扱っていない。

本改訂案

本改訂案は、持分法の適用に関してIAS第28号の要求事項を明確化又は改訂している。具体的には以下が挙げられる。

- ▶ 当初認識時、投資者又は共同支配投資者は、
 - ▶ 関連会社又は共同支配企業の取得原価を、移転した対価の公正価値(従来保有していた所有持分の公正価値を含む)で測定する。
 - ▶ 条件付対価を、移転した対価の一部として認識し、これを公正価値で測定する。負債に分類した条件付対価は、各報告日時点で再測定し、その変動を純損益に認識する。
 - ▶ 識別可能資産及び負債の公正価値に対する持分に関連する繰延税金の影響は、取得原価の配分に含める。
- ▶ 重要な影響力又は共同支配を維持しつつ、追加の所有持分を事後に購入する場合、
 - ▶ 移転した対価の公正価値で追加の所有持分を認識する。
 - ▶ 購入日時点における関連会社又は共同支配企業に係る識別可能資産及び負債の公正価値に対する追加持分(関連する繰延税金の影響を含む)を、取得原価の配分に含める。
 - ▶ 移転した対価の公正価値と、識別可能資産及び負債の公正価値に対する追加持分との差額は、のれん又は割安購入益として会計処理する。
- ▶ 投資者が、重要な影響力又は共同支配を維持しつつ、投資の一部を処分する場合、当該処分する部分を、処分日時点における当該投資の帳簿価額に対する割合として測定し、受け取った対価と処分する部分との差額を利得又は損失として純損益に認識する。
- ▶ 以前に損失に対する持分を認識した結果、関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額をゼロまで減額している場合、
 - ▶ 追加の所有持分を購入した場合に、認識できなかった損失を「キャッチアップ」して認識することはしない。
 - ▶ 純損益に対する持分及びその他の包括利益に対する持分をそれぞれ認識する。
- ▶ 投資者又は共同支配投資者は、関連会社及び共同支配企業とのすべての取引から生じる利得又は損失を全額認識する。この提案により、「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は抛却」¹(同基準の発効日は無期限に延期されている)により導入された要求事項は廃止される。

¹ IASB、「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は抛却(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」

その他の改訂案

- ▶ 減損の評価に係る要求事項の明確化。特に、公正価値の下落が減損の兆候であるかどうかを検討する際の要求事項について、本改訂案では、「取得原価」という文言を「帳簿価額」に置き換えること、及び投資の公正価値の「著しいか又は長期にわたる下落」への言及を削除することを提案している。
- ▶ 追加の開示要求事項。たとえば、関連会社及び共同支配企業に対する投資の帳簿価額に関する期首及び期末残高の調整表。

さらに、本改訂案には、以下に関する説明のための設例案も含まれている。

- ▶ 重要な影響力を獲得する場合、及び、追加の持分を購入する場合の持分法の適用
- ▶ 投資者の所有持分のその他の変動
- ▶ 損失に対する投資者の持分の認識

本改訂案では、移行時において、以下の状況を除き、改訂案を将来に向かって適用することが提案されている。

- ▶ 投資者又は共同支配投資者が、関連会社又は共同支配企業と過去に取引を行ったことがある場合、当該取引から生じた利得又は損失のうち、従来は認識が制限されていた部分を、移行日時点における投資の帳簿価額及び利益剰余金の修正として認識する必要がある。
- ▶ 移行日時点で、関連会社又は共同支配企業に関する条件付対価が存在する場合、当該条件付対価を認識し、移行日時点の公正価値で測定する必要がある。これに伴う変動は、投資の帳簿価額の修正として認識する。

次のステップ

コメント募集期限は2025年1月20日である。IASBは本改訂案の提案に関するコメントレター及びその他のフィードバックを考慮して、改訂案を発行するかどうかを決定する予定である。

弊社法人のコメント

私たちは、持分法会計を適用する際に生じる多くの適用上の疑問を解消しようとするIASBの取組みを支持している。

利害関係者は、改訂案に関するフィードバックをIASBに提出されたい。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 008173-24Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp